

【参考書式第2号】

道明地区新産業等用地取得に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と（立地候補者）（以下「乙」という。）とは、道明地区新産業等用地取得にあたり、土地売買契約の締結に向け、次のとおり協定を締結する。

（事業計画等の実現）

第1条 乙は、道明地区新産業等用地第一事業区取得事業者募集要項（以下「要項」という。）に基づき、甲に提出した道明地区新産業等用地の取得に係る立地計画書、事業計画書等の記載内容（以下「立地計画等」という。）の実現に向け、甲との協議及び関係機関等への必要な諸手続を行うものとし、甲は、乙の立地計画等の実現のため、誠意をもって協力するものとする。

2 乙は、経済社会の変動、不測の事故等により立地計画等に変更が生じたとき又は生じるおそれがあるときは、甲と協議するものとする。

（立地場所及び面積）

第2条 乙が取得を予定する土地（以下「売買予定土地」という。）の所在地及び面積は、次のとおりとする。ただし、面積については、道明地区新産業等用地第一事業区基盤整備工事（以下「造成工事」という。）完了後に甲が行う用地測量の結果により確定するものとし、変更が生じた場合には、乙は、これを了承するものとする。

所在地 道明地区新産業等用地第一事業区 区画\_\_\_\_\_

位置 別紙のとおり。

面積 \_\_\_\_\_平方メートル

（雇用の確保等）

第3条 乙は、従業員の雇用、施設の整備、必要物品の調達に際して、盛岡市及び盛岡広域市町を優先するよう努めるものとする。

（協定の失効）

第4条 乙が次のいずれかに該当することとなった場合には、この協定は失効するものとする。

(1) 乙が要項第3に規定する応募要件を満たさなくなったと認められるとき。

(2) 要項に基づき乙が甲に提出した応募書類の全部又は一部に虚偽があると認められるとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、甲が乙を売買予定土地の買受者としてふさわしくないと認めたとき。

(4) 乙が甲に対し、経済社会の変動、不測の事故等により協定の失効の申出を行い、甲がその申出をやむを得ないと認め、了承したとき。

2 前項の定めによるこの協定の失効に伴い、甲が被った損害があるときは、甲は乙に対し、その賠償を求めることがある。

（協定の存続期間）

第5条 この協定の存続期間は、前条第1項の定めによるこの協定の失効の場合を除き、要項第10(2)アに定める土地売買契約の締結の日の前日までとする。

(信義誠実)

第6条 甲、乙は、信義に従い、誠実にこの協定に定める各事項を履行しなければならない。

(協議)

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

岩手県盛岡市内丸12番2号

盛岡市

代表者 盛岡市長

印

乙

(住所又は所在地)

(氏名又は名称)

(代表者氏名)

印